

簡易公募型指名競争入札のお知らせ

下記の案件について、簡易公募型指名競争入札を行いますのでお知らせします。参加を希望される方は、宇治市公募型指名競争入札(見積)実施要領、宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準、宇治市競争入札心得を熟読、承知のうえ、参加を申し込んで下さい。

令和 7年 4月25日

宇治市長 松村 淳子

(担当課：契 約 課)

記

業務名	高齢者保健福祉計画及び第10期介護保険事業計画策定支援業務委託		
業務場所	宇治市 長寿生きがい課		
委託期間	令和7年6月4日 ～ 令和9年3月31日 666日間		
業務概要及び条件	計画策定に係る実態調査及び策定にあたってのコンサルティング		
予 定 価 格	¥6,000,000 (税込)	最低基準価格	¥4,200,000 (税込)
入札参加者に必要な資格・条件			
次の①～②の全てを満たすこと。 ①参加資格者名簿登録 ②アンケート調査を含む高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の計画策定業務実績(元請、過去10年以内、人口10万人以上の都道府県又は市区発注)			
入札参加表明書の受付			
提出期限 令和7年5月8日(木) 午後 5時 00分 まで 提出場所 郵便入札 添付資料 別紙参加表明書に記載のとおり			
入札予定	予定日 令和7年5月28日(水) 場 所 宇治市役所 西館4階入札室		
前 払 金	無	部 分 払	無
消費税の扱い	消費税及び地方消費税を含んだ金額で行うこと		
そ の 他	本件はランダム係数を用いた最低制限価格を適用しますのでご注意ください。 本件は郵便による入札を実施します。別紙「説明会に替えて連絡する事項」を熟読してください。		

説明会に替えて連絡する事項

- ・本案件に係る質疑の受付は、次のとおりとします。
令和7年4月25日（金）午前9時から
令和7年5月15日（木）午後5時まで
- ・お知らせの入札（見積）予定は、開札予定となります。入札書（見積書）提出については、指名通知時にお知らせする指定期日（持参の場合は提出日）を厳守してください。
- ・郵便入札について、不参加により指名停止は行いません。
- ・封筒の雛形は、契約課ホームページ「様式等ダウンロード」よりダウンロードしてご使用ください。
- ・「郵便入札にあたっての注意事項」及び「宇治市郵便入札の応募案内」を熟読してください。宇治市ホームページ（<https://www.city.uji.kyoto.jp/soshiki/27/55607.html>）に掲載しています。
- ・入札、契約等に係る連絡はメールで行っており。競争入札等参加資格審査申請の際に記入いただいたメールアドレス（申請後に変更の届出をしている場合はそのメールアドレス）に送信します。新たにメールアドレスを登録される場合や他のメールアドレスに変更を希望される場合は、競争入札等参加資格審査申請事項変更届を契約課に提出してください。

予定価格を超過して入札した者の取扱いについて

- 本件の入札において予定価格を超過して入札をした者は、本件の落札者が決定せず、再発注を行う際には指名しない場合があります。
- 入札辞退者に不利益を課すことはありません。

仕 様 書

1 業 務 名 高齢者保健福祉計画及び第 10 期介護保険事業計画策定支援業務委託

2 策定計画 宇治市高齢者保健福祉計画・第 10 期介護保険事業計画

3 委託期間 契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日

4 策定体制

計画は、「宇治市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進協議会」（高推協）での協議等を経て市が策定する。

＜協議会委員＞

学識経験者、本市高齢者福祉に関係する議会・団体・施設・機関等の代表者（14 名）

＜開催回数＞6 回程度（予定）

- ① 令和 7 年 6 月頃… 計画の進捗報告について・在宅介護実態調査の実施について
- ② 令和 7 年 10 月頃… アンケート調査の実施・内容について
- ③ 令和 8 年 6 月頃 … アンケート調査の結果報告について
- ④ 令和 8 年 9 月頃 … 計画に関する基本指針（案）及び計画の構成案について
- ⑤ 令和 8 年 11 月頃 … 計画初案の内容及びパブリックコメントの実施について
- ⑥ 令和 9 年 2 月頃 … パブリックコメントの結果等を踏まえた計画最終案について

5 委託内容

契約締結日から令和 8 年度末までの期間内において、宇治市高齢者保健福祉計画・第 10 期介護保険事業計画（以下、「計画」という。）の策定に関する次の 8 項目の業務を委託する。

- （1）計画策定のための実態調査の実施（別紙 1）
- （2）その他の調査（在宅介護実態調査・介護事業所アンケート等）の集計及び地域包括ケア「見える化」システムへのデータ登録
- （3）ロジックモデルの作成や介護保険施設整備計画等、国の指針を本計画に反映させ得る助言・提案
- （4）第 10 期介護保険事業計画策定に向けた宇治市の人口、要支援・要介護認定者数等の推計・目標値の設定支援
- （5）第 10 期介護保険事業計画期間における介護サービス量、介護給付費及び地域支援事業費推計の支援
- （6）計画初案の作成支援
 - ① 計画初案の案文の編集

「実態調査結果報告書」等を踏まえて市が作成する原案に基づき、おおむね次の程度の分量で、計画の初案の案文を編集すること。

- ・計画書（本編）：印刷時にA4判 約 200 頁程度となる分量
- ・計画書（概要版）：印刷時にA4判 約 10 頁程度となる分量

なお、計画の最終案の案文は、初案に基づき、高推協での協議や市が募集するパブリックコメントの結果を踏まえて市が編集する。

② 成果品の納品（令和 8 年 9 月下旬まで）

上記①で編集した案文について、次のとおりデータ提出すること。

- ・計画の初案の案文のデータを保存した CD-ROM 3 枚
(それぞれ Microsoft Word および PDF ファイルの 2 形式で保存したもの)

(7) 計画書冊子の編集及び印刷・製本

① 計画書冊子の編集

高推協での協議や市によるパブリックコメントの募集結果等によって内容が確定した計画について、計画書冊子として、対外的な公開に適したレイアウトに編集すること。

② 計画書冊子の印刷・製本（令和 9 年 3 月下旬まで）

①により編集した計画書冊子について、次のとおり印刷・製本して納品すること。

- ・計画書（本編）：400 部（A4 判、約 200 頁程度、1 色刷り）
- ・計画書（概要版）：1,500 部（A4 判、約 10 頁程度、フルカラー）

また、データについて、次のとおり提出すること。

- ・計画書冊子のデータを保存した CD-ROM 3 枚
(それぞれ Microsoft Word および PDF ファイルの 2 形式で保存したもの)

(8) その他計画策定のために必要な支援

6 策定体制

5 の委託内容の業務遂行にあたり十分な体制を確保すること。

業務遂行に当たる体制図の提出及び問い合わせ等の窓口となる職員の報告を行うこと。

7 委託料の支払い

業務完了後、検査合格を確認したのちに請求に応じて支払うものとし、前金は支払わない。

8 そ の 他

- 業務日程については、別途協議する。
- 個人情報をはじめ、本業務で知り得た事項については、他に漏らしてはならない。
- 本業務により生じた財産権、知的財産権及び成果品の著作権は宇治市に属するものとする。
- 業務完了後、速やかにデータの破棄を行うこと。
- 契約締結後、疑義を生じた場合又は業務遂行に関して調整を要する事項が生じた場合は、双方誠意を持って協議の上、決定すること。
- アンケート調査の実施に関して、調査票等の郵送費用は契約には含まない。

(別紙 1)

高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の見直しを図るための実態調査業務

1 調査の目的

この調査は、宇治市の高齢者等の日常生活の実態や、介護保険サービス及び保健福祉サービスの利用状況、今後の利用意向を的確に判断し、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の見直しに必要な基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の概要

- ① 調査方法：郵送による発送・回収。
- ② 対象者数：約 10,000 人
- ③ 対象者：市と協議の上、決定する。
- ④ 調査種別：市と協議の上、決定する。
- ⑤ 調査時期及びスケジュール：市と協議の上、決定する。

3 業務内容

① 調査票等の作成、発送準備等

調査は国が示した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査実施の手引き」に準拠した形で実施する。また、地域包括ケア「見える化」システムへのデータ登録にも適切に対応できるよう実施する。

調査票の設問設定にあたっては、国が示した調査票「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を基本に、市の要望を踏まえ調査票原稿を作成する。また、庁内関係者との意見調整の場や会議への出席及び設問設計の根拠資料の提示を行う。

調査実施に関する印刷物は、次の仕様の通りに作成する。

- ・調査票 / A4 判色上質紙を使用し、調査種別ごとに区別すること。色は市が指定する。
オフセット印刷、1 色刷、簡易製本（無線綴じ）
印刷部数は、10,000 部に加え、調査種別ごとに予備 50 部ずつとする。

- ・発送用封筒 / 角型 2 号、オフセット印刷、1 色刷。
封筒の枚数及び色、印刷部数、印字は調査票に準ずる。
色は調査票と同色がなければ類似色でも可とする。
表面下部に、宇治市役所の住所等を印字すること。

- ・返信用封筒 / 角型 2 号、オフセット印刷、1 色刷、テープスチックのり付。
2 つ折りにする。
封筒の枚数及び色、印刷部数、印字は調査票に準ずる。
色は調査票と同色がなければ類似色でも可とする。
表面下部に、宇治市役所の住所等を印字すること。

- ・お礼・督促ハガキ / A6 判、上質紙 135Kg、オフセット印刷、1 色刷。

印刷部数は、10,100 枚とする。

表面に、宇治市役所の住所を印刷。

なお、調査票は見やすく答えやすくなるよう、設問の間隔、文字の大きさに配慮すること。

調査対象者の抽出選定は、市が行い、名簿を受託者に提供する。受託者は、封筒等に宛名を印刷または宛名ラベルを作成・貼り付けし、調査票・返信用封筒を封入の上、封をして市が指定する場所へ期日までに納品すること。

※宛名ラベルを作成する場合は、準備する宛名ラベルは nana LDW12PB と同等の製品。

発送は市が行い、郵送に関する費用は市が郵便局へ支払うものとする。

実態調査業務に係る納入物の運搬は、受託者の責任で行うものとし、その費用は受託者の負担とする。

② 回答済調査票の回収

返信回答郵便物（回答済調査票）は、市が回収し、受託者宛に送付（着払い）する。

なお、送付用段ボール箱と伝票は受託者が用意する。

回収率は約 80%を想定しており、返信回答郵便物の開封は受託者が行う。

③ 調査結果の電算処理

回答済調査票のデータ入力は、正確性が求められるため、ベリファイ入力で行う。

集計処理は、単純集計、年齢階級別、日常生活圏域別、その他市が指定する項目でのクロス集計処理を行い、分析に必要なデータを作成する。

また、調査結果データを地域包括ケア「見える化」システムへ取り込めるようにデータ変換し、地域包括ケア「見える化」システムへ登録する。

④ 実態調査結果報告書（在宅介護実態調査結果報告書を含む）の作成

調査結果の分析は、高齢者の課題や圏域の特徴が把握できるように比較等を行い、計画策定時に検討を要する課題の抽出をはじめ、課題解決に向けた方策や今後の事業展開等のまとめを記述する。

報告書原稿は、設問項目別にグラフ等を用いながら客観的なコメントとともに記載する。

印刷部数は 150 部（A4、約 400 頁、1 色刷り）。

※ ①～④の納品時期については別途市と協議の上決定すること。

4 その他

- 分析作業については、市と調整を要する。
- 調査票の単純入力データを CD-ROM（Excel 形式）で納品すること。
- 調査結果報告書のデータを CD-ROM（Word 及び PDF ファイルの 2 形式）で納品すること。
- 納品場所はすべて長寿生きがい課とする。
- 本業務で知り得た事項については、他に漏らしてはならない。
- 業務完了後、速やかにデータの破棄を行うこと。
- 業務の時期・調査の詳細等は、市と調整を行うこと。
- 本内容に疑義を生じた場合は、市と協議のうえ決定すること。

(別紙 2)

実態調査業務に係る調査票及び督促ハガキの作成について

業務内容は次のとおりとする。

① 調査票の作成、印刷

- ア) 調査票の内容は、宇治市長寿生きがい課及び介護保険課と協議のうえ決定すること。
- イ) 印刷部数は、10,000 部に加え、調査種別ごとに予備 50 部ずつとする。
- ウ) 用紙は A4 判色上質紙を使用し、調査種別ごとに区別すること。色は長寿生きがい課が指定する。
- エ) オフセット印刷、1 色刷、簡易製本（無線綴じ）。

② 調査票の返信用封筒の作成及び印刷

- ア) 使用する封筒は、すべて角型 2 号とする。
- イ) 表面下部に、宇治市役所の住所を印字すること。
- ウ) 封筒の枚数及び色、印刷部数、印字は調査票に準ずる。色は調査票と同色がなければ類似色でも可とする。
- エ) オフセット印刷、1 色刷、2 つ折りにする。

③ 調査票の送付用封筒の作成及び印刷

- ア) 使用する封筒は、すべて角型 2 号とする。
- イ) 表面下部に、宇治市役所の住所等を印字すること。
- ウ) 封筒の枚数及び色、印刷部数、印字は調査票に準ずる。色は調査票と同色がなければ類似色でも可とする。
- エ) オフセット印刷、1 色刷。

④ お礼・催促ハガキの作成・印刷

- ア) 使用するハガキは、すべて A6 判、上質紙 135Kg とする
- イ) 10,100 枚印刷、オフセット印刷、1 色刷。
- ウ) 表面に、宇治市役所の住所を印刷。
- エ) 裏面の印刷内容は、長寿生きがい課と協議のうえ決定すること。

⑤ ③に宛名を印刷または宛名ラベルを作成・貼り付けする。

※宛名ラベルを作成する場合は、準備する宛名ラベルは nana LDW12PB と同等の

製品。

⑥ 封入

①及び②を③に封入し、封をする（10,000組）。

⑦ 納品

⑥を長寿生きがい課が指定した期日までに納品すること。

※発送は令和7年11月頃に宇治市が行い、郵送に関する費用は宇治市が郵便局へ支払うものとする。

⑧ ④に宛名を印刷または宛名ラベルを作成・貼り付けする。

※宛名ラベルを作成する場合は、準備する宛名ラベルは nana LDW12PB と同等の製品。

⑨ 納品

⑧を長寿生きがい課が指定した期日までに納品すること。

※発送は宇治市が行い、郵送に関する費用は宇治市が郵便局へ支払うものとする。

⑩ 運搬責任

実態調査業務に係る納入物の運搬は、受託者の責任で行うものとし、その費用は受託者の負担とする。

⑪ その他

本内容に疑義を生じた場合は、長寿生きがい課及び介護保険課と協議のうえ決定すること。

高齢者保健福祉計画及び第10期介護保険事業計画策定支援業務委託の
個人情報の保護にかかる特記仕様書

(基本的事項)

第1条 受注者（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、関係法令等の規定に従い、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

(責任体制の整備)

第2条 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(秘密等の保持)

第3条 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の取扱い)

第4条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、その取扱いにより個人の権利利益を侵すことのないようにしなければならない。

(再委託の禁止)

第5条 乙は、宇治市（以下「甲」という。）が承諾した場合を除き、個人情報の処理は自ら行い、第三者にその処理を委託してはならない。

(収集等)

第6条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を収集する場合は、その目的を明確にし、目的達成のために必要最小限のものとしなければならない。

(目的以外の利用及び外部提供の禁止)

第7条 乙は、この契約による業務を処理するため甲から引き渡された個人情報、又は乙が自ら収集し、若しくは作成した個人情報を本契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8条 乙は、この契約による業務を処理するため甲から引き渡された個人情報、又は乙が自ら収集し、若しくは作成した個人情報を甲の承諾なくして複写又は複製してはならない。

(個人情報の管理)

第9条 乙は、この契約による業務を処理するため甲から引き渡された個人情報、又は乙自ら収集し、若しくは作成した個人情報を漏えい、毀損及び滅失することのないよう、当該個人情報を安全に管理しなければならない。

(乙の事業者外への持ち出しの禁止)

第10条 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による業務を処理するため甲から引き渡された個人情報、又は乙が自ら収集し、若しくは作成した個人情報を乙の事業所内から持ち出してはならない。

(作業責任者等の報告)

第11条 乙は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、甲に報告しなければならない。

2 乙は、この契約による業務の開始に際して、予め業務に従事する者に係る名簿を甲に提出するものとする。

3 乙及びこの契約による業務に従事する者は、甲に対し、個人情報保護に関する誓約書を提出するものとする。

(教育及び研修の実施)

第12条 乙は、個人情報の保護及び法令等における作業従事者が遵守すべき事項その他業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

(変換又は廃棄の義務)

第13条 乙は、この契約による業務を処理するため甲から引き渡された個人情報、又は乙が自ら収集し、若しくは作成した個人情報（第8条の承諾を得て複写され、又は複製されたものを含む。）を委託業務完了後、速やかに甲に返還し、又は甲の指定する方法により廃棄しなければならない。

(契約内容の遵守状況の報告)

第14条 乙は、甲から契約内容の遵守状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

(調査)

第15条 甲は、必要があると認めるときは、随時に実地の調査を行うことができる。

(事故報告義務)

第16条 乙は、この契約による業務を処理するため甲から引き渡された個人情報、又は乙が自ら収集し、若しくは作成した個人情報を漏えい、毀損及び滅失した場合は、甲へ直ちに報告し、その指示に従わなければならない。

(損害賠償)

第17条 乙の故意又は過失を問わず、乙が法令等に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対してその損害を賠償しなければならない。